

住民説明会や基本計画案から見えてくる諏訪最終処分場の正体と危険な計画の実態

現在の様々な経済活動の中で、産廃の発生と処分場の必要性を認めざるを得ず、どこかに造り、迷惑施設として、選ばれたどこかが受け入れざるを得ないことなる。しかし、どこに造ってもいい訳でなく、場所は、慎重に選定しなくてはならないことは、事業主体となる県＝事業団も主張していることであり、その基本を尊重する姿勢で膨大な時間とエネルギーを費やして、選定に臨んでいる。しかし、発表された基本計画を精査すれば、後述するように選定作業・実態は形だけのもので、圧倒的権限と恣意的な判断で、自らそうした基本を踏みにじっている経緯が明らかになっている。今回の候補地選定は、主に次の観点から根本的基準と論理が破綻している。

必ずや地下水・鮎川を汚染することになる

○『国の基準では、不透水性の岩盤の上に遮水シートを敷設することとされている。』

- ・県知事会見（R2.5）と住民説明会資料（令和2年6月）に、候補地決定の第一の理由として、「不透水性の岩盤が強固であり、地形を活かして安全な施設整備が可能である」であった。

○遮水シートを主とした遮水工事が絶対ではないが故の指針である。地下水を汚染しては取り返しがつかないからである。そもそも、「遮水シートは、50年もちます。」と言うが、材料工学的な推論であり、時間的にも実績はなく証明されていないし、メーカーは保証書をだしていない。言い換えれば、「50年しかもたない」代物である。最終処分場は、「例外なき欠陥品」（産廃行政等に警鐘を鳴らす、全国ゴミ弁連会員の坂本弁護士）と指摘されるように、全国各地で、過去数十年に様々な事故が発生した。こうした結果から、平成10年に改定された国の指針では、遮水シートは、1.5mmの2重に改定された。（かさまでは、2mm1枚であり、40回に及ぶ説明会で市民から指摘されるまで、シート1枚の説明で終始した。）更に、ベントナイト含有ライナーやアスファルトコンクリート等の多重構造としているが、それでも万一を想定して、上記を指針「不透水性の岩盤の上」としている訳である。

○当候補地は、必須条件となる「不透水性」地盤に該当しないことは、常識的にも学術的にも明らかである。

- ・「石灰岩は、雨水の浸透により鍾乳洞が出来やすい岩層で、当地は、比較的大きい有名な諏訪の水穴、大久保の風穴があり、他に小さなものは数限りなく存在する。」（日立市郷土博物館員（専門地質学）談）
- ・「・・・この一帯は石灰石が分布しており、鍾乳洞が形成しやすい場所で・・」（日立市広報紙「ひたち物語」「清水湧き出る鍾乳洞」、諏訪の水穴の写真の説明文から）

とあるように、当候補地は、この水穴と風穴の中間に位置している良質の石灰岩鉱山跡地で、調べずとも「不透水性」という判断はあり得ない。あり方検討検討会委員にはその地質学の専門家は居らず、関連の「地盤工

「学だけ」（本人談）が専門と言う小峯教授のみである。県は、住民説明会で何度も何度も「文献による検討した結果」と述べるが、その文献根拠を情報公開で求めた結果、なんと、開示資料に「閲覧」とあるように、実際は、県事務局によるウェブサイトで岩層分布図を検索したもの、基本計画（本編）P21程度のであることが判明した。県が主張する「客観的・科学的に選定した」ことには根拠がないことを、自ら明らかにしたものと言える。

この点について指摘した公開質問状に対する回答では、国の指針でなく、業界団体（一般財団法人国土地盤情報センター）の指針「不透水性の可能性ある場所」を持ち出す始末である。その後のボーリング調査でも、処分場敷地内地点の3本の内2本で高透水性が判明し、1本からは、前述の通り、当然の如く空洞が出てきている。単純に67%が高透水性で、33%には小さな鍾乳洞が存在することになる。又、追加ボーリング調査は、意図的に石灰岩層を避け、判明した空洞の位置の深さまでしていない。しかし、処分場の中心地は、前述の水穴と風穴の中間地点で、良質の石灰岩を掘り進めて湛水しているところである。このことを考慮すれば、当候補地は、大部分が高透水性であり、地質専門学者の言う通り、小さな鍒乳洞は数限りなく存在することが証明されたものである。大量の廃棄物（25mプール4800杯分）を未来永劫かかる事になる、当候補地は、国の基準から外れ、様々な観点からも最不適地である。前述の小峯教授は、例証にダムでの工法「小さな空洞は、モルタルで埋める」と言うが、ダム地盤の漏水率を下げる等の目的のものと、同列に論じている。素人でも、安全とは言える筈もないことは分かり、専門有識者としての信頼に反するのではないか。

○選定基準としては、地盤以外に、「活断層の疑いがない地形」、「地下水位が近くないこと」がある。ボーリング調査では、2ヶ所の断層の存在も判明し、その後の精査で多くの断層も確認された。これを、単に、活断層マップに無いことを理由にして活断層ではないとしているが、マップの利用の手引き（別添最終項）から、外れている。正しくは、「活断層かも知れないし、活断層でないかも知れない」で、正確には、「活断層の疑いがある」ところであり、確定判断には、敦賀原発敷地内で行われているような開削しての実地検証が必要である。活断層ではないとしても、6年前の熊本地震検証により判明した新しい知見「おつきあい断層」（国土地理院）（活断層と評価されていない断層が、相当数動いた）に基づけば、遮水工事自体を破損する危険は想定内である。「強固な岩盤」との判定も間違っていることになる。

更に、日本列島は、阪神大震災以降、地震激動期に入ったと言われるように、東日本大震災時に東に伸びた広域地盤が戻るが故の地震活動、割れ残る海溝型地震等々による震度6以上の地震の発生高確率の県央県北、ひつ迫する東南海地震（予想震源域は東日本震災と同程度の距離数）からしても近い将来に大きなリスクが想定される。

○候補地の中心地は、唐津沢と言う沢筋であることの危険性は、豪雨災害等による産廃土砂崩ればかりでなく、遮水工事の破壊につながる問題が内在している。1970年代から80年代にかけて、県公害行政に携わり、産廃処理事業者や施設等を指導していた元県職員が言うことには、「県の指導は、「沢筋や谷津には廃棄物処分場は造ってはならない。造れば、下流（河川や用水）の汚染が避けられないから」であった。」とのことである。熱海市の土砂崩れのテレビ報道で、地元に詳しい方の言葉に“水みち”があったが、これは、地下水の通り道のことである。太平田石灰石鉱山では、採掘の為、表流水としての唐津沢を付け替えて候補地西側を流しているが、周りの地形からの“水みち”は変えようもなく、堪る水を排水しながら深く石灰石を採掘していた。現在排水をしていないが為、見てのとおりの美しい“唐津沢湖”となっている。ここに処分場を造り、浸出水の流れ出る位置（標高）確保と、地下水位の浮力から処分場底部（遮水工事部分）を守る為、深いところで25mも埋立して処分場の基盤とする。それ自体、不安定な地盤と言える。更に、その底部下の“水みち”に通常以上規模の暗渠（南北方向）を設けると言う。また、東西両山側からの数多い“水みち”的対処も計画図にある。この二通りの対処は、この処分場の不安定さの大きな要因になる。処分場底部下の人工物である暗渠は、将来詰まつたり、破損したりし、多くの“水みち”は、地盤の不等沈下を招くことになる。地震以上に容易に、且つ、早期に遮水工の破損に至ることになる。

○更に、計画では、浸出水処理施設から公共下水道に放流するとあるが、ここでも大きなリスクを抱えることになる。全国の多くの最終処分場は、人里離れた過疎地や山奥に設置されるが故に水質汚濁防止法に従う水処理をして一般河川に放流している。それでも、コストと技術の範囲の限界からの基準であるため、塩害・環境ホルモン等の環境負荷は避けられていないのが現状である。今計画では、一般河川に放流出来ないレベルの処理水が故に、下水道に放流するのであるが、日立下水道処理施設に今までに経験のない処理負荷をかけることになる。それは、発生する汚泥の肥料利用としての可能性をゼロにすると共に、海の砂漠化にも影響してくる。この汚泥は全量を焼却することなると思われるが、その焼却灰は当処分場に埋め立てられるので、無機有毒物質は、放射能物質と違い、減衰する事がないので、未来永劫抱えることになる図式である。また、池の川下水処理場までの約5kmの下水道は、耐震化工事が済んでいるとは言え、経年劣化や前述した地震等による配管破損から、処理水があふれ出すことが容易に想定される。日立市では、東日本大震災時に実際に体験したことである。

以上のとおり、県の選定基準・論点に沿えば、必ずや地下水・鮎川を汚すことになることを示している。

活断層図の利用について活断層図利用の手引利用するに当たっての注意事項（国土地理院）

(1) 活断層図から把握できることの限界

・・・一般に、活断層がいつ動いたかについては活断層が通っている地面を掘り下げて調査することによってある程度調べることができます。しかし、活断層が今後いつ動くかについて言い当てることは、現在の科学水準では極めて困難であると考えられています。

(2) 活断層図に表示された活断層線の位置精度 省略

(3) 新しい知見との関係について

・・・他の機関で新しい知見等が得られているかどうかを考慮の上ご利用いただくことをお勧めします。

(2022.5 文責軍司 wlpig52519@yahoo.co.jp)